

令和5年4月17日

## 入札参加停止措置のお知らせ

令和5年4月17日付けで、下記のとおり入札参加停止の措置をすることに決定した。

### 記

1 処分内容 入札参加停止 1か月

令和5年4月17日から令和5年5月16日まで

2 対象業者名

西尾交通株式会社 愛知県西尾市平坂町坂下7

3 処分する理由

愛知運輸支局が西尾交通株式会社を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、国土交通省中部運輸局が同法第40条の規定に基づき、令和5年3月10日付で当該事業者に対し行政処分（事業用自動車の車両使用停止処分等）を行ったものです。

西尾市においては、西尾交通株式会社に対し、西尾市競争入札参加資格停止措置要綱第3条 別表第3第11号に抵触するため、1か月の入札参加資格停止とするものです。

（不正又は不誠実な行為）

- 11 別表第1、第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問合先 総務部財政課契約検査担当

電話番号 0563-65-2163（直通）

資料の配布目的（告知希望 取材希望  情報提供） 添付資料（有  無 )  
会場が非公開等の場合（冒頭のみ公開 全て非公開 一部非公開（ ））